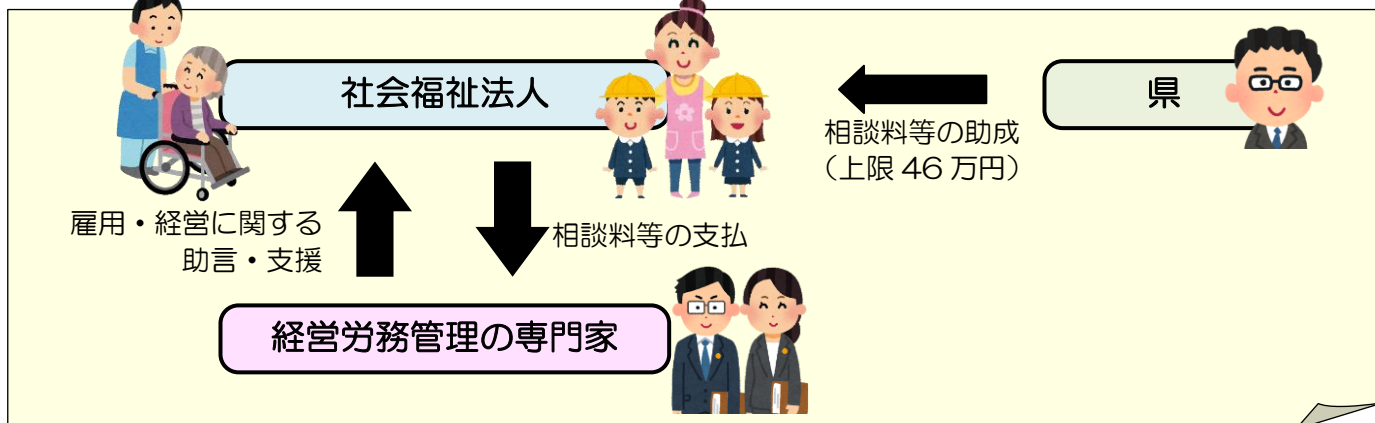


平成 28 年度社会福祉法人経営労務管理改善支援事業について

茨城県は、社会福祉法人の経営労務管理の改善を支援するため、社会福祉法人^{※1}が、経営労務管理の専門家^{※2}による相談支援等を受けるための費用について、平成28年度に限り、以下のとおり助成を行います。

※1 社会福祉事業を行う主たる事務所が茨城県内に所在する社会福祉法人に限ります。

※2 各分野の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等）。ただし、当該法人の理事・監事・評議員・職員及び過去5年以内にこれらであった者は除きます。



【補助対象となる支援の例】

ア 社会福祉法人における雇用管理の改善・人材育成に対する支援

○専門性に着目した業務分担	介護職員の専門性等に着目した業務の機能分化を進めるとともに、それぞれの役割に応じたキャリアパスを構築
○職員のキャリアアップと雇用管理に着目した人事・給与制度の改善	職員のキャリアアップと雇用管理の適正化を図るための人事・給与制度（賃金テーブル等）、研修体制の構築
○他法人との連携による人材育成等の推進	他法人と連携した人事交流の活性化、研修体制の構築、人事・給与制度の共有化を図るための取組の推進
○労働環境の整備	適切な労働環境の整備を図るための労働関連法規の遵守状況等の調査

イ 社会福祉法人の経営体制の強化に対する支援

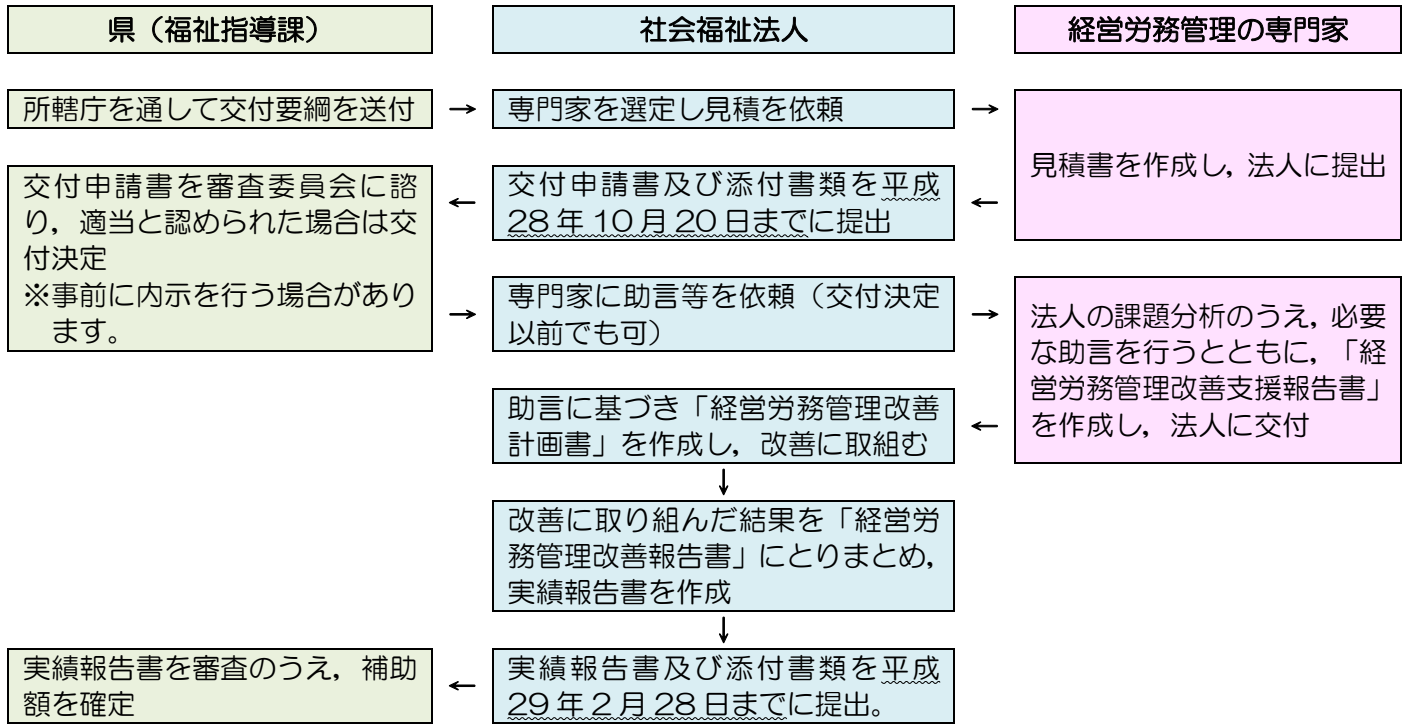
○財務状況の分析を通じた経営改善	財務状況の分析を通じた経営課題への対応や経営の効率化のための取組の推進
○事業再編に着目した経営改善	地域のサービスの需給見通しや自法人の強み・弱みの分析を通じた事業展開の在り方の検討、他法人と連携した取組の推進
○財務諸表に係る規程の整備を通じた改善	決算・経理等に関する規程の整備による財務会計体制の確立
○管理会計の導入	法人の経営管理に活用できる管理会計の構築
○コンプライアンス等に着目した改善	コンプライアンスに関する体制整備、効率的な執行体制の構築

【補助対象経費・補助額】

補助対象経費	補助額
報酬、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費（単価 30 万円以上の備品を除く）	1 法人あたり 46 万円 ※対象経費実支出額が 46 万円を下回る場合は当該額（千円未満切捨）

※原則的には、専門家への相談料（委託料）が補助対象です。ただし、相談した専門家から、経営労務管理改善のため、備品の購入等が必要との指摘があった場合、当該購入費用等の申請も可能です（専門家の提案書等の添付が必要です）。

【事業の流れ】



※実績報告書は県を通じて厚生労働省にも提出されます。また、後日、厚生労働省から追加調査等が実施される場合があります。

【Q&A】

Q1 経営労務管理の専門家とは、有資格者に限られるか。	A1 公認会計士、税理士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士等の有資格者に限られます（依頼時に資格証等により有資格者であることを必ず確認してください）。なお、会計事務所等に依頼し、有資格者でない者（補助員等）が一部の実務を行った場合でも、実績報告書に添付する「経営労務管理改善支援報告書」は必ず有資格者自身が記入・押印する必要があります。
Q2 日頃からお世話になっている税理士に依頼したいが、可能か。	A2 ① 当該法人の理事・監事・評議員・職員（過去5年以内にこれらであった者を含む）には、本事業に基づく依頼はできません。 ② 日常的な経理・決算事務や計算書類の作成等は補助対象になりません。日常業務を依頼している有資格者に依頼する場合は、契約を別に締結するなど、経営労務管理の改善に向けた新たな取組として行うことが明確になるようにしてください。
Q3 助言を受けたが、すぐに実行することが難しい。補助を受けられるか。	A3 助言を受けた内容は年度内に実行する（改善する）ことが原則です。ただし、準備に時間を要するなど、やむを得ず年度内に改善達成できない場合は、最低限なんらかの着手をし、「経営労務管理改善報告書」に進捗状況と達成時期の見込みを示して下さい。 ※なお、改善状況はアウトプット指標（「研修を開催した」「就業規則を改正した」等）ではなくアウトカム指標（「離職者が前年度より〇名減少した」「時間外が月平均〇時間減少した」等）で記載してください。
Q4 今年度（平成28年度）既に専門家に依頼し、改善が図られる見込みだが、補助対象となるか。	A4 平成28年4月1日以降にあらたに専門家と契約を締結し、その結果改善が図られた（又は図られる見込み）であれば、補助対象となります。
Q5 来年度も実施するか。	A5 当事業は、国の単年度事業として平成28年度に限り実施される予定です。

【お問い合わせ先】 茨城県 保健福祉部 福祉指導課 地域福祉担当
〒310-8555 水戸市笠原町 978-6
電話：029-301-3157 メール：fukushi1@pref.ibaraki.lg.jp